

災害時学校利用計画(概要版)

富田林市立第三中学校

令和4年10月4日策定(令和7年3月11日改訂)

災害時に、避難所となる学校は本来教育施設であり、教育活動の継続・再開に向けて、災害時に避難所として開放する部分とそれ以外の部分を区分しておくことが重要です。また、災害発生に備えて、避難してきた住民等の誘導や避難所開設・運営が円滑に進められるよう、あらかじめ校舎や屋内運動場、校庭等をどのように利用するかを定めておく必要があることから、災害時学校利用計画を策定します。

1. 災害時学校利用計画の策定の視点

- 地震等、中～大規模の災害により、一定の期間、一定数の住民等が避難生活を行うことを想定して策定しています。
※台風・風水害等による一時的な避難を行う場合は、多目的教室等を活用した、小規模な開設とします。
- 富田林市避難所運営マニュアル〈新型コロナウイルス感染症対策編〉を踏まえ、必要な居住スペースや避難所運営に必要なスペース等を設定しています。
- 教育活動の継続や早期の再開を見据え、教育活動に支障のない範囲での区分づくりに努めています。

2. 避難所に設けるべきスペース(新型インフルエンザ等対応版)

①避難所運営用	<ul style="list-style-type: none">■ 受付(総合受付、一般避難者専用受付)■ 受付(感染者、濃厚接触者、感染疑いのある者等の専用受付)☆■ 事務室 ■ 広報場所 ■ 会議場所 ■ 仮眠所(避難所運営者)
②救護活動用	<ul style="list-style-type: none">■ 救護所 ■ 育児室 ■ 物資等の保管場所・配布場所■ 特設公衆電話の設置場所
③避難生活用	<ul style="list-style-type: none">■ 一般避難者の生活ゾーン・居住スペース■ 感染者、濃厚接触者、感染疑いのある者等のゾーン及び居住スペース☆■ 一般避難者用トイレ■ 感染者、濃厚接触者、感染疑いのある者等のトイレ☆■ 更衣室 ■ 授乳場所 ■ 福祉避難室 ■ 相談室 ■ 休憩所■ 調理場 ■ 遊戯場、勉強場所
④屋外	<ul style="list-style-type: none">■ 一般避難者等用の仮設トイレ■ 感染者、濃厚接触者、感染疑いのある者等の仮設トイレ☆■ ゴミ集積場 ■ 物資等の荷下ろし場 ■ 炊事・炊き出し場■ 仮設浴場 ■ 洗濯・物干場 ■ 駐車場 ■ 駐輪場■ ペット飼育場所 ■ テント設置場所■ 喫煙場所 ※必要に応じ設置。

※☆は、新型インフルエンザ等に対応したスペース等。通常時は一般避難者用スペースとして使用。

3. 留意すべき事項

- 避難所開設当初から、計画に示す全てのスペースを設置するのではなく、状況等に応じ、段階的に設置を進める必要があります。
- 想定していたスペースが、災害による損壊等により使用できない場合があります。
- 高齢者や障がい者等への配慮や、女性の視点やニーズを取り入れた区分の見直しなど、臨機応変な対応が必要です。

避難所開設時には「市避難所運営マニュアル」と合わせて本計画を活用します。

(避難所諸元)

住所	電話番号	住所
第三中学校	34-3206	584-0052 富田林市大字佐備 15

指定避難所	指定緊急避難場所	避難所開設災害種別				
		地震	火災	台風	洪水	土砂
○	○	○	○	○	○	○

敷地面積	延床面積 (想定収容可能人数)	主たる収容場所 (面積、収容人数)	緊急避難場所 (面積、収容人数)
20,308 m ²	7,214 m ² (1,923人)	体育館 (850 m ² 、226人)	グラウンド (12,351 m ² 、6,176人)

その他
自家発電設備：なし 多目的トイレ：なし ※車いす利用可能トイレあり。 水道受水槽：45 m ³ (2槽式) ガス：都市ガス

「災害時学校利用計画」は、市ウェブサイトでもご覧いただけます。

<https://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/7/86884.html>



QRコード

